

令和6年7月16日



岩倉市議会

議長 関戸郁文 様

日本共産党岩倉市議団

団長 榊谷規子

「第50回東海自治体学校」研修受講報告書

このことについて、下記のとおり受講しましたので報告いたします。

記

1 実施日 令和6年5月19日（日）

2 研修先 ウィンクあいち

3 出席人数及び氏名

2名	榊谷規子(午前のみ)	木村冬樹
----	------------	------

4 復命事項

別紙のとおり

「第50回東海自治体学校」研修報告書

文責／木村冬樹

日 時：令和6年5月19日（日）10時～16時30分

場 所：ウインクあいち

全体会

地方自治法「改正」を許してはならない

開校あいさつで南山大学教授の榊原秀訓氏は、国会で審議中の地方自治法「改正」案について厳しく批判されました。

①大規模災害、②感染症のまん延、③その他の場合、国が地方自治体に対して指示を行う「補充的指示権」を定めるもので、国が必要と考えれば「その他」として、どんなことにも指示が可能になる内容です。

コロナ初期に、安倍元首相が発した法的根拠のない「一斉休校」は問題であったとして、法律に書き込む必要があると出してきた法案ですが、個別法の見直しで対応できる上、感染症パンデミックでも、大規模災害でも地方自治体が創意工夫して機能発揮してきたことを踏みにじるものです。

真の狙いは、沖縄・辺野古新基地建設での「代執行」に見られるように、「有事」の対応であることをつかみ、広げていこうと訴えられました。

反動的集権と自治とのせめぎ合い

記念講演は、名古屋経済大学特任教授で東海自治体問題研究所理事長の市橋克哉氏が「複合危機のなかであって、自治をすすめる対抗戦略を考える」というテーマでお話されました。

市橋氏ははじめに、ロシアの作家、プリシヴィンの詩の一節を引用して、社会はらせん状に変化していくもので、「ルールは守るものではなく、つくるもの、変えるもの、廃止するもの」と述べられました。

戦争や気候危機、感染症パンデミックなど世界的な複合危機のなかで、「必要は自治をもたない」という第一の反動的転換が行われ、やがてそれは複合危機への対応として、個別の目的が融解して達成すべき共通の目的が生まれるという第二の反動的転換につながっていく、すなわち、複合危機のなかで、まず「自治が邪魔」になり、次に「憲法・法律が邪魔」になってくる。しかし一方で、二つの反動的転換に対抗して、地方の独自の創意工夫によって自治を前進させる兆候、第三の前進的転換も生まれていることに注目しなければならないと、ナチス・ドイツ期の法学者、カール・シュミットの反動的な言葉やカール・マルクスの励ましの言葉を引用しながら語られました。

地方自治体は、国と対抗して交渉できる自治をもつことで、初めて国と「対等・協力」の関係を形成できると。そのためには、自治の主体である市民の統治能力を強くし、市民の権利を守り実現する公務労働の専門性をより高めなければならないと強調されました。

最後に語られた、13歳のアメリカの少女が「ホワイトハウスで働きたいか」と聞かれ、「ホワイトハウスで働いている人が自分のために働いている」と答えたという話が印象に残りました。こういう市民を増やしていくことが重要です。

分科会（木村冬樹のみ参加）

子どもの権利条約が活かされた判決

午後は、保育の分科会に参加しました。

はじめに、助言者である川口創弁護士から子どもの権利条約を活用した名古屋教会幼稚園「おひさま裁判」判決について報告がありました。

2016年3月、幼稚園に隣接する、すぐ南側の土地に高層マンションを建設する計画が湧き上がりました。園庭が日陰になってしまうと、すぐに幼稚園の父母たちが「おひさまを守る会」を立ち上げ反対の声を上げたところ、マンション建設は撤回されました。

喜びもつかの間、今度は別の会社が15階建てのマンションを建設すると一方的に伝えてきて、2017年7月に建設工事を強行しました。2018年に建設の違法性などを正面から問う裁判を提訴しましたが、残念ながらマンションは完成。その後も子どもの権利条約を活用した裁判を継続し、2021年1月に結審、3月に判決に至りました。

判決は、まず子どもの権利条約から議論を出発し、子どもの最善の利益、園庭での遊びの重要性を説き、適切な保育環境を享受する利益と子どもの意見表明権を指摘する結論を導きました。不十分さは残りますが、会社の一部の損害賠償を求める判決となりました。

「子どもたちを大切に作る社会に少しでもしていきたい」という思いで勝ち取ったこの判決は、すべての子どもたちに向けられた判決であると結ばれました。

県内の保育士さんのリレートーク

次に、県内の保育現場からのリレートークとなりました。

蒲郡市の保育士さんは、子育てしながら働き続けるには自分の気持ちを我慢しない、自分の子育てを犠牲にしない働き方が必要と、10年以上続けてきた「育休者の集い」で語られる言葉を紹介。「もう一人、正規保育士がいたら」と育休後に退職が相次ぐ状況を悔やみました。

名古屋市の保育士さんは、非正規だらけの公立保育園の事態を告発しました。

名古屋市の園長さんは、個別支援や配慮が必要な子どもが増えており、その保育を子どもの人権という視点でどう考えていくのか問題提起されました。

民間保育園の保育士さんは、保護者の長時間で過密な働き方を見てきて、おうちで夕食できる社会への転換が必要と訴えました。

「こども誰でも通園制度」を試行している公立保育園の保育士さんは、短時間預かりの子どもがどういう状況になっているのか、制度の問題点を指摘しました。

「子どもたちにもう1人保育士を！」の運動を担っている保育士さんは、76年ぶりの保育士配置基準の見直しの成果と課題を4コマ漫画で示しました。

私も、岩倉市の「こどもまんなか応援サポーター宣言」直後に保育待機児童が発生した問題や保育士配置基準の見直しを自治体でどう実現していくのか、こども・子育て支援金や「こども誰でも通園制度」の問題点について発言しました。

研修で学んだことをもとに、実際に6月定例会で木村冬樹が議案質疑、一般質問を行いました。